

令和6年度 市民税・道民税・森林環境税 均等割も所得割も課税されない方

1. 障がい者、未成年者、または、寡婦・ひとり親のいずれかに該当する方

合計所得金額が135万円以下

2. 控除対象配偶者及び扶養親族がいない方

合計所得金額が45万円以下

3. 控除対象配偶者または扶養親族がいる方（16歳未満の年少扶養親族を含みます）

{ 合計所得金額が35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の人数）＋21万円＋10万円 } 以下

例：控除対象配偶者＋扶養親族2名

$(35\text{万円} \times 4) + 21\text{万円} + 10\text{万円} = 171\text{万円}$ 以下

●課税されない方の限度額早見表（限度額は市町村によって違います）

扶養親族 の人数	いない	1人	2人	3人	4人	5人
合計所得 金額	45万円	101万円	136万円	171万円	206万円	241万円

※「合計所得金額」とは、給与所得、公的年金等などの雑所得、配当所得、一時所得などの所得金額を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のことをいいます。

※土地や建物等を売った譲渡所得など、他の所得と分離して課税される所得も含まれます。

所得金額の計算

【給与収入の場合】

単位：円

給与収入の合計額	給与所得
～1,618,999	収入－550,000 （マイナスの場合は0）
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	$(A \times 2.4) + 100,000$
1,800,000～3,599,999	$(A \times 2.8) - 80,000$

※A = 収入 ÷ 4（千円未満切り捨て）

【公的年金等の場合】

単位：円

公的年金等収入の合計額	雑所得
（昭和33年1月2日以降生まれの方）	
～1,299,999	収入－600,000 （マイナスの場合は0）
1,300,000～4,099,999	$(\text{収入} \times 0.75) - 275,000$
（昭和33年1月1日以前生まれの方）	
～3,299,999	収入－1,100,000 （マイナスの場合は0）
3,300,000～4,099,999	$(\text{収入} \times 0.75) - 275,000$

給与所得金額の計算例

給与収入の合計額 1,980,456円

$1,980,456\text{円} \div 4 = 495,114\text{円}$

$495,000\text{円}(\text{千円未満切り捨て}) \times 2.8 - 80,000\text{円} = 1,306,000\text{円}(\text{所得金額})$

※上記の速算表は、「公的年金等にかかる雑所得」以外の合計所得金額が1,000万円以下の方が対象

お問い合わせ先 江別市総務部財務室市民税課 電話011-381-1012（直通）